平成２３年（フ）第６７２８号
大阪府摂津市千里丘東３丁目15番29号
債務者　松盛　範子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８１６号
大阪府守口市大庭町１丁目18番12号
債務者　川﨑　法美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２８号
大阪府吹田市出口町33番10号
債務者　大坪　吉雄
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４１号
大阪市生野区巽中１丁目１番３号　商都交通株式会社内
債務者　田中　俊郎
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２８号
大阪府守口市藤田町３丁目33番９号
債務者　藤本美智子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６６号
大阪市住吉区帝塚山東４丁目８番４号
債務者　正野　浩司
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６９号
大阪市平野区平野南１丁目１番35号
債務者　織田　正信
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９９２号
大阪府東大阪市新上小阪１番12―14号
債務者　中川　住江
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２６号
大阪市淀川区西宮原３丁目１番19―101号
債務者　近藤　昭雄
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１７６号
大阪府高槻市春日町７番40号
債務者　森田　隆俊
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１８８号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目10番30号
債務者　森田　　茂
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９５号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番28―1203号
債務者　徳永　　広
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２０１号
大阪府豊中市服部西町３丁目１番37―201号
債務者　松井　真紀
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２０８号
大阪市大正区三軒家西２丁目19番２号
債務者　創造旅団こと　小関　直芳
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２０９号
大阪市西成区松１丁目５番34号
債務者　常盤表紙貼所こと　常盤　英一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２１１号
大阪市平野区長吉長原４丁目19番13号　ＥＡＳＴ　ＦＩＥＬＤ103号
債務者　田中　美果
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４号
石川県輪島市大沢町宝来町155番地
債務者　河原　勝博
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第５０７号
静岡県袋井市天神町１丁目１番地の１
債務者　髙羽　正城
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係